

特記仕様書

件 名 : 令和 7 年度都市景観資源銘板作製及び設置業務委託
履 行 場 所 : 那覇市泊、高良、宇栄原、奥武山、首里山川町の 5 箇所
履 行 期 間 : 契約の日の翌日から 90 日間
業 務 概 要 : 都市景観資源銘板の作製及び設置

第 1 条 目的

本市では、那覇市都市景観条例第 25 条第 1 項に基づき、都市景観の形成上重要な価値があると認められる樹木や石垣、井泉、拝所などを対象として、都市景観資源指定候補の選定を行い、所有者の同意を得て「都市景観資源」として指定を行っている。

本業務は、那覇市都市景観条例第 25 条第 4 項に基づき、都市景観資源へ銘板の設置を行うことにより、都市景観資源の周知と今後のまちづくりの中で保全・活用を図り、良好な景観形成に資することを目的として実施するものである。

第 2 条 適用

本特記仕様書は、「令和 7 年度都市景観資源銘板作製及び設置業務委託」に適用する。

第 3 条 主任技術者

- 一 主任技術者は、作業時において常時配置できること。
- 二 主任技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、開札日以前に 3 か月以上の継続した雇用関係にあることをいう。

第 4 条 一般事項

- 一 受注者は作業に際し、作業前及び作業中に不明な点もしくは、指示事項に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議しなければならない。
- 二 緊急に対処を要する場合には、電話等で報告し指示を受けるものとする。

第 5 条 業務内容

- 一 表示デザイン調整
(既存データを基に行うものとする ※参考例 別紙)
- 二 銘板作製
 - (1) 寸法 別途図面に示すとおり
 - (2) 仕様 台座 : 琉球石灰岩 ビシャン仕上げ
説明板 : 厚 3 ステンレス板 エッチング加工
- 三 現場設置
- 四 業務報告書作成

第 6 条 提出書類

受注者は契約書に基づく書類のほか、調査職員へ指定期日までに関係書類を提出しな

なければならない。

- (1) 着手届 着手日
- (2) 主任技術者届 契約後 7 日以内
(実務経験証明書、雇用関係証明書の添付)
- (3) 緊急連絡表 契約後 7 日以内
- (4) 労働保険証明書 契約後 7 日以内
- (5) 工程表 契約後 14 日以内
- (6) 業務計画書 契約後 14 日以内
- (7) 使用材料承諾願 契約後 14 日以内
- (8) 完了届 完了時
- (9) 報告書一式 完了時
- (10) 引渡書及び請求書 完了検査合格後
- (11) その他調査職員が必要とするもの

第 7 条 承諾及び協議事項

本業務に関する受注者からの通知連絡、報告等はすべて調査職員が受けるものとし、承諾事項は、調査職員が承諾して、その効力を発するものとする。

第 8 条 苦情等への対応

- 一 現場作業の際は、施設管理者や利用者、地域住民とトラブルが生じないよう十分配慮し、また、業務のため第三者の土地に入る場合は身分証明書を携帯の上、関係者の承諾を得て立ち入るものとする。
- 二 作業中、周辺住民より業務に関する苦情、要望等があったときは丁重に対応し、調査職員に報告するものとする。
- 三 作業を行うにあたり、歩行者及び車両の通行に支障があり、事故発生のおそれのある箇所については、事故を未然に防止するよう万全の措置を講じるとともに速やかに調査職員にその旨報告するものとする。
- 四 作業にあたり、都市景観資源及び周辺の工作物等に損害を与えた場合は、速やかに調査職員にその旨報告するとともに受注者が責任をもって対処するものとする。

第 9 条 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関係する諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 10 条 完了検査

- 一 受注者は、業務が完了したときは那覇市業務委託契約約款第 10 条に基づく検査を受けなければならない。
- 二 受注者は、検査にあたり以下の書類を作成し、業務完了時に調査職員に 1 部提出するものとする。
 - (1) 委託契約書（写し）

- (2) 実施工程表
- (3) 業務写真
- (4) 材料伝票
- (5) 各種申請書及び許可書
- (6) 業務打合せ簿
- (7) 電子成果品（(2)～(6)をPDFにまとめCD-Rで提出）
- (8) その他調査職員が必要と認めた書類

三 受注者は、検査に必要な図書などについて、調査職員又は検査員の指示に従わなければならない。

四 本業務を遂行するにあたって知り得た事項は、那覇市の許可なく他に漏らしてはならない。また、本業務に関する成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

第11条 暴力団等による不当介入の排除対策

一 受注者は、本業務を履行するにあたって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

二 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

三 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

四 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

第12条 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

一 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を発注者へ提出しなければならない。

二 受注者は、本業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

三 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

四 受注者は、その旨を全ての本業務委託関連者に周知しなければならない。

第13条 その他

本特記仕様書及び図書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、調査職員と十

分協議して対処するものとする。